

国際活動委員会 運営要綱

(役 割)

第1条 本委員会は電気学会が行う国際活動のうち、電気学会全体に係わるもの及び複数の部門に係わるものについてその効果的かつ円滑な遂行を図る。

(審議事項)

第2条 委員会の主要な審議事項は次の各項とする。(決議内容は理事会に諮る)

- (1) 本学会の国際活動に関する基本的な考え方、理念、方法、範囲などについて審議
- (2) 各国学術機関との交流のあり方及びその具体的内容について審議し、国際協定の締結の審議。又、既に締結している協定の見直し、変更等に関する審議
- (3) 各国において本学会の窓口となり、活動の紹介や普及に貢献してもらうコリスポンディングメンバーの選任及び具体的な交流活動の推進
- (4) 学会が主催する国際会議である ICEE 大会の対応について審議及び推進。日本で開催の場合には、実質的な事務局として計画の立案及び遂行
海外で開催の場合には各国と連携をはかり、日本からの論文や参加者の調整支援
この業務については下部機関として専任的にあたる ICEE 日本委員会を設定して推進
- (5) 本学会の国際化のための諸施策としてのホームページやニュースレターなどによる海外への PR 活動の展開や会員相互の意見交換の実施
- (6) 本部や複数の部門が主催又共催等となり、日本で開催する国際会議への協力・支援

(構 成)

第3条 委員会の構成は次による。

- | | |
|--------|---|
| 委員長： | 1名 |
| 副委員長： | 2名 (1名は ICEE 日本委員会委員長を兼任) |
| 第1号委員： | 5名程度 |
| 第2号委員： | 専務理事，研究調査理事，各部門の役員または役員会委員 各1名，ICEE 常設技術委員会委員 |
| 幹 事： | 3名程度 |

(委員の選定)

第4条 委員会の構成員は次による。

- (1) 委員長は理事会が、役員または役員経験者で、国際活動の経験の深い正員の中から選定し、会長名で委嘱する。
- (2) 副委員長は委員長が、国際活動に経験の深い正員から選定し、会長名で委嘱する。
- (3) 第1号委員は委員長が、国際活動に経験の深い正員で、学識経験者などから選定し、会長名で委嘱する。
- (4) 第2号委員は第3条の規定に基づき選定し、会長名で委嘱する。
- (5) 幹事は委員長が、正員の中から選定し、会長名で委嘱する。

(任 期)

第5条 委員会の構成員の任期は次による。

- (1) 委員長、副委員長及び第1号委員の任期は3年とし4月末に改選する。再任は妨げないが、引き続き2期を越えてはならない。
- (2) 第2号委員の任期は本部および各部門の当該者の在任期間とする。

(委員会の開催)

第6条 委員会の開催は原則として年4回とする。

- 2 過半数の委員から要求がある場合、緊急に審議する事項が発生した場合には、委員長は委員会を開催しなければならない。
- 3 委員会の召集は、委員長名で構成員に通知する。

(運営)

第7条 委員会の運営要領は次による

- (1) 各部門の役員または役員会委員は委員会での議決事項を各部門役員会に伝えるとともに各部門からの意見、要望があれば委員会へ報告する。
- (2) ICEE 大会に関する事情を専任的に所管する ICEE 日本委員会は、活動状況・計画を本委員会に報告するとともに、必要な事項については委員会の承認を受ける。
- (3) 幹事は委員会所掌に関し、委員長委任事項と議決事項をあらかじめ明確にしておく等、委員長を助けて議事が円滑に進むよう事務的配慮を行う。
- (4) 議事は出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合には委員長の決するところによる。

(議事録の作成)

第8条 委員会の議事録は、幹事が作成し保管する。

(下部組織)

第9条 国際活動委員会の下部組織として、下記の委員会を設ける。

(1)ICEE 日本委員会

①設置目的

ICEE の中国、韓国、香港での開催時に日本側窓口となる。4年に一度のICEE 日本開催時には、本委員会を中核として実行委員会を構成し、また、本委員会のもとに論文委員会を設置する。

②構成

- (1) 委員長は国際活動委員会委員長が選任し、会長が委嘱する。委員長は国際活動委員会副委員長を兼ねる。
- (2) 第1号委員、幹事若干名は委員長が候補を選定し、国際活動委員会の承認を経て会長が委嘱する。幹事のうち1名は、国際活動委員会幹事を兼ねる。
- (3) 第2号委員 各部門より各1名、ICEE 常設技術委員会委員、JICEE 日本編修委員会委員長。ICEE 常設技術委員会委員は国際活動委員会が選任する。

③任期

1号委員の任期は4年とする。再任を可とする。

(2)JICEE 日本編修委員会

①設置目的

Journal of ICEE の日本担当論文の編修を行う。委員長、および副委員長のうち委員長が指名する3名は、Editorial Board of Journal of ICEE の委員を兼務する。

②構成

委員長は国際活動委員会委員長が選任し、会長が委嘱する。

委員長(chief editor)は、副委員長(associate editor)複数名を選任し、委嘱する。副委員長はそれぞれの専門分野に関係の深い論文の編修を担当する。各副委員長は、論文編修に必要な数の委員を選任し、委員長が委嘱する。

③任期

3年とする。再任を可とする。

(付則)

1. 本運営要綱は平成 11 年 4 月 19 日、理事会において承認制定。
2. 本運営要綱は平成 11 年 4 月 19 日より施行する。
3. 本運営要綱は平成 19 年 7 月 25 日、理事会において一部改正。
4. 本運営要綱は平成 22 年 10 月 6 日、理事会において一部改正。
5. 本運営要綱は平成 25 年 3 月 1 日、理事会において一部改正。